

# 品川区マイガーデン設置要綱

改正 平成 19 年 12 月 1 日 区長決定 平成19年要綱第67号

## (目的)

第1条 この要綱は品川区マイガーデン(以下「マイガーデン」という。)の設置および運営について必要な事項を定めることにより、区民に健全な余暇活動の場を提供するとともに、緑化の推進に寄与することを目的とする。

## (設置)

第2条 マイガーデンの名称および位置は、別表一のとおりとする。

## (利用の内容)

第3条 マイガーデンは、野菜、草花等の園芸作物の栽培に使用するものとし、営利を目的として利用することはできない。

## (利用資格)

第4条 マイガーデンを利用することができる者は、品川区内に居住している世帯で次に掲げる要件を満たすものとする。

(1)園芸に熱意のある世帯

(2)現在、耕作に供することのできる空地を持たない世帯

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める世帯の構成員は、マイガーデンを利用することができる。

## (区画面積)

第5条 マイガーデンの区画面積は、一区画10平方メートルを標準とする。

## (利用区画)

第6条 マイガーデン利用者(以下「利用者」という。)が利用できる区画は、一世帯につき一区画とする。

## (利用申込)

第7条 マイガーデンを利用しようとする者は、別記第1号様式によるマイガーデン利用申込書を区長に提出しなければならない。

## (利用承認)

第8条 区長は、前条の申込みがあったときは、第4条に定める資格の適否を審査し、利用を承認する。ただし、応募数が募集数を超えるときは、抽選により決定し、さらに補欠利用者を定めることができる。

2 区長は、前項の規定によりマイガーデンの利用を承認したときは、利用者に対して別記第2号様式によるマイガーデン利用承認書を交付する。

## (利用期間)

第9条 マイガーデンの利用期間は、あらかじめ区長が定める期間とする。ただし、利用期間内であっても、区長が必要があると認めるときは、利用期間を短縮することができる。

## (利用料金の納入)

第10条 利用承認を受けた者は、区がマイガーデンを維持管理するために要する経費の一部として、年間利用料金(別表二に定める利用料金にその年度内の利用月数を乗じた額)を指定する日までに指定する方法で納入しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認める者は利用料金の納入を免除することができる。

## (利用料金の還付)

第11条 既に納入した利用料金は還付しない。ただし、利用承認後一か月以内に利用中止の届出があったとき、および区が都合によりマイガーデンを休廃止したときは、この限りでない。

(禁止事項)

第12条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 利用承認を受けた区画を、第三者に転貸すること。
- (2) 他の利用者の迷惑となるような行為をすること。
- (3) 前号のほか、管理上支障があると認められる行為をすること。

(届出事項)

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第3号様式による変更届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 利用者の住所が変更したとき。
- (2) 利用世帯の代表者に変更が生じたとき。
- (3) マイガーデンの利用を中止するとき。

(利用の取消)

第14条 区長は次の各号のいずれかに該当するときは、マイガーデンの利用承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第4条に定める利用資格要件に該当しなくなったとき。
  - (2) 利用者がマイガーデンを1カ月以上にわたり利用しないで放置しているとき。
  - (3) 利用者がこの要綱またはこれに基づく定めを違反したとき。
  - (4) 区が都合によりマイガーデンを休廃止する必要があるとき。
- 2 区長は、前項の規定により利用の承認を取り消したときは、利用者に対してマイガーデン利用承認取消について通知する。

(原状回復)

第15条 利用者は、第9条に規定する利用期間が終了したとき、または第14条の規定により利用承認を取り消されたとき、若しくは利用を中止したときは、当該利用区画の土地を速やかに原状回復し、区長に返還しなければならない。

- 2 利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、耕作物等の所有権は放棄したものとみなして区長がこれを執行し、これに要した経費は利用者が負担する。

(利用者の権利)

第16条 利用者は、マイガーデンの利用に伴う地上権、耕作権その他の権利を有しない。

(用具等)

第17条 マイガーデンの利用に必要な用具、その他の器材及び種苗、肥料等は、原則として利用者が負担する。

(危険負担等)

第18条 区長は、天災、盗難及び病虫害等による耕作物その他の損害に対し、一切の責任を負わない。

- 2 区長は、第14条第4号の規定により利用期間内にマイガーデンを休廃止した場合の耕作物等に対する補償義務を負わない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項はまちづくり事業部長が別に定める。

付 則

- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成16年4月24日から施行する。  
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

別表一(第2条関係)

名 称	位 置
マイガーデン東五反田	品川区東五反田二丁目18番
マイガーデン南大井	品川区南大井一丁目13番8号

別表二(第10条関係)

名 称	月 額
マイガーデン東五反田	2,000円
マイガーデン南大井	2,000円

